

令和 6 年度第7回 江別市子ども・子育て会議要旨

日 時:令和 6 年11月19日(火) 14 時から

場 所:江別市野幌公民館 会議室

出席者:江別市子ども・子育て会議委員 9 名

藤野友紀会長、村山昭二副会長、石塚誠之委員、金子大吾委員、久保田直樹委員、齋藤奈緒子委員、鈴木善大委員、高橋祐子委員、松本和也委員

江別市(事務局)9 名

金子子ども家庭部長、気境子育て支援課長、浅木子ども育成課長、佐藤子ども家庭支援担当参事、宮崎子ども発達支援センター長、竹内母子保健担当参事、吉岡子育て支援センター事業推進担当参事、本田子育て支援課子育て支援係長、須藤子ども育成課給付係長

サーベイリサーチセンター2 名

傍聴者:3 名

○次第

- 1 開会
- 2 議事

(1)協議事項

議題 1 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

藤野会長

皆さん今日もよろしくお願いいたします。

それでは次第 2 の議事に入りますが、当会議の開催に際し傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思います。

事務局は傍聴者を会場へご案内してください。

(傍聴者入室)

はい、では協議事項 議題 1 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(素案)について事務局からお願いいたします。

気境課長

はい、それではご説明いたします。

まず資料 1 をご準備願います。

前回会議の資料から修正した箇所についてご説明させていただきます。

資料 1 の 32 ページをお開きください。

基本施策 2-1、子育て支援の充実の(1)、教育保育定員の確保のところですが、前回の会議におきまして、委員の皆様から意見をたくさんいただきましてそれを踏まえまして、ジモガクとの連携、就職時の支援金の検討、市独自の支援制度についての文言を追加いたしました。

次に 49 ページをお開き願います。

こちらは 48 ページの 3 幼児期の教育保育の量の見込みと提供体制のところの、左側のページにある下の方ですが、確保方策の考え方の、○の 2 つ目、2 号認定保育利用及び 3 号認定でございますが、こちらも前回の会議の中で、2 号認定保育利用のニーズも増えてきている趣旨のご意見等いただきましたので、それらを踏まえまして、赤字の文言を追加し、文章の修正をしております。

また、51 ページをご覧ください。

上から 5 行目の、こども家庭センターの事業の概要及び確保方針の考え方についても、赤字の記載を追加しております。

前回からの修正箇所については以上となります。

それでは次に、第 5 章の量の見込みのところ、今回の第 3 期計画から新たに盛り込むこととされた事業で、前回の会議で説明をしてない部分についてご説明をいたします。

資料の 56 ページをお開き願います。

中段の(15)乳幼児通園支援事業(こども誰でも通園制度)からになります。

まず、事業の概要ですが、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備することを目的に、生後 6 か月から 3 歳児未満の、未就園児が月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず、保育所等利用できる制度です。

確保方策の考え方は、国の方針を踏まえて、令和 8 年度から本制度を実施していきます。

次に、(16)子育て世帯訪問支援事業ですが、こちらは現行の計画では、養育支援訪問事業に含まれていた事業ですが、ヘルパーを派遣する事業部分について、子育て世帯訪問事業として対応することとなりました。

内容としては、これまで対象としている様々な理由により、養育困難となった世帯のほか、子育て世帯訪問支援事業では、ヤングケアラーの属する世帯も加わり、ヘルパーの派遣により家事及び養育に関する支援を行うものです。

利用期間は 6 か月間を上限として、相談支援等を通じて、事業の利用が必要と認められる世帯に対し、利用を決定するものです。

量の見込みとしては、週 2 回、6 か月程度の支援が 3 世帯、週 1 回 3 か月程度の支援が 5 世帯必要となることを想定しております。

提供体制としては、今年度から、市内 2 か所の事業所に委託をすることにより、必要なサービス量を確保できる体制としています。

次に(17)親子関係形成支援事業ですが、相談支援等を通じて、事業の利用が必要と認められる保護者に対し、育児に不安がある保護者などを、地域の支援者が効果的に支援するペアレントプログラム等の講座受講を通じて、適切な親子関係の構築や、児童の発達理解等を図る事業です。

量の見込みは、年間 10 名程度の保護者が、5 回の連続した講座を受講することを想定しており、市内の事業所に委託をし、実施することとしています。

次に、(18)妊婦等包括相談支援事業ですが、妊産婦等に対し、保健師等の専門職が面談することにより、妊産婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行う他、母子保健や子育てに関する情報の提供などについて、伴走型の相談支援を行う事業です。

量の見込みと確保方策の回数は、面談の回数を示しています。

妊娠届出時、妊娠 8 か月ごろ、赤ちゃん訪問時など、母子保健事業の機会を活用して、面談

を実施することで、提供体制を確保します。

次に(19)産後ケア事業ですが、産後のお母さんと赤ちゃんに対しての心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施する事業です。

量の見込みと確保方策は、利用人数を示しており、事業を産科医療機関、助産院などに委託する方法により、実施することで提供体制を確保します。

以上が新事業の量の見込みと提供体制になります。

計画の素案の61ページ以降は資料となります。資料の前半には、昨年度実施したニーズ調査、生活実態調査・ヤングケアラー調査のアンケート結果を抜粋して記載しております。

83 ページ、3 江別市子ども・子育て会議の(1)江別市子ども・子育て会議条例は、赤字の部分を追記修正しております。

86 ページ、87 ページは、計画策定の経緯を記載しております。

88 ページ 89 ページには、今後実施する市民意見公募パブリックコメントの結果を記載する予定です。

90 ページ以降は、用語解説になります。

なお、最後のページにある、「えべつ安心子育てプラン」の文字については、現行計画でのサブタイトル的な意味で記載していたものですので、今回は削除いたします。

合わせまして、表紙の第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の下には、今回の計画の基本理念としている「子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ」を記載する予定です。

素案に関する説明は以上となります。

藤野会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(素案)について、委員の皆様から質疑がございましたら、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

松本委員

今、見ながら質問を考えていまして、こども誰でも通園制度についてお聞きしたいのですが、令和 8 年度からということですが、この提供する場所というのは認定こども園とか保育所となるとと思いますが、これはどのように申し込んでどのように登録されていくのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

浅木課長

今のご質問ですが、国としましては、国が作成する予約システムを通じて各施設で予約を取るような方式を検討していることですが、実際にどうなるのか、というところまでは、まだ確定はしていない状況です。ですので、今のところ市として、別に予約のためのシステムを構築する必要があるとは考えてございません。

松本委員

ありがとうございました。

浅木課長

すいません、補足をさせていただきます。

いくつかの園からは、「実施される際には、やってもいいよ」という声があるのですが、ごく少数となっています。なので、今後、公立園・民間園も含めてこういった形でどこに願います

るかというのは、一定程度この中にも想定をして、計画しておりますけれども、令和 8 年度の実施に向けて、各施設と調整しながら進めていきたいと考えております。

情報についても、出てき次第どんどんお知らせするようにしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

石塚委員

多分この乳幼児通園支援事業は札幌で試験的に行われていて、多分 1 時間 500 円だか 300 円ぐらいで、月に 10 時間ぐらいまで利用できたかなと思うので、そういうものの活用を見ながら検討されるのかなと思うのですが、保護者の方も遠い所しか利用できないとなると厳しいと思うので、多くの園が協力してくれるような、何かそういう形がありがたいのかなと思いました。

金子部長

今、石塚先生言われた、利用する保護者にとってのサービスという意味合いと、また松本先生がおっしゃっているのは、施設側のいろんな懸念があるということの両面があると思います。

令和 6 年、7 年と、全国で札幌も含めて、試行的にやられている段階で、やはり色々な問題点が出てきていますし、逆に参加された保護者の良かったという面も出てきている段階です。

やはり江別としては全国的な中でも、まだ施設で少子化に伴う空きが出ているような状況ではないほうの自治体ですので、そういうことも踏まえると、全園で一斉にスタートというのは、ほぼ無理だろうと思っています。

ただ、本当に市内で、1 か所だけやって、本当にやったことになるのか、ということもあります。本当にそういった両面のいろんな要素がありますので、その辺をしっかりとですね、じっくり検討しながら、色々な方の意見を聞きながら、制度の設計をしていかななくてはならないと今の段階では思っております。

久保田委員

続いてなんですけど、これ基本的にまだ決まってないというか、これからということですよ。これは全国的に令和 8 年度から実施しなさいよ、と言われているものですか。

すいません、ちょっと気になる感じだったので。

浅木課長

そうですね、令和 8 年度からは実施しなさいよということです。令和 7 年度までは、先ほど石塚委員がおっしゃったように、試行的にやる自治体においては、補助金を出すのでやってくださいということです。

齋藤委員

私は（16）子育て世帯訪問支援事業のところについて質問したいのですが。様々な理由によって養育困難な状況になった世帯や、ヤングケアラーの属する世帯というのは、すごく本当に難しいパターンで、一歩間違えば事件になったりとか報道されたりしているような難しいところだと思いますが、市内 2 か所の事業所に委託というのは、そのレベルに達している事業所が具体的にあるのかな、専門職がいらっしゃるようなところがあるのかな、と思ったのですが。

佐藤参事

今のご質問につきまして、養育困難な家庭に対しまして、ヘルパーさんを入れるという事業ですが、ヘルパーさんだけにそのような世帯の支援をしていただくというのではなく、他にもたくさん関係機関が関わっている中で、家事援助の部分と、お子さんのお世話の一部についてヘルパーさんをお願いするというイメージです。

なので、中には病院の先生にかかっている、保健師も入っていて、子育て支援課も入っていて、さらに上のお子さんがいれば、教育支援課も関わっているような家庭。

その中で例えば赤ちゃんが産まれますという時に、赤ちゃんをお世話するにあたって、一時的にやっぱり手が足りない、という時にヘルパーさんも入っていただいて、一緒にお世話をし、何とか養育をしていくようなところで、皆さんで情報共有しながら、一緒に支えていくようなイメージです。

ヘルパーさんも、子育て世帯訪問事業の実施にあたり、研修なども義務づけられていたりですとか、これまでの経験のない事業所も含め、事業を担っていただける事業者さんということで、まずは2か所に委託してやっていきます。

齋藤委員

多分ヤングケアラーだったら、中高生ですとか、小学生とかが障がいのある家族を見ていたり、ちょっと精神的な不安を持っている家族を見ていたりするので、赤ちゃんのお世話をというのとまたちょっと違ってくるのかなと思いますが、そういうことも2か所の指定した事業所がするということですか。

佐藤参事

そうですね、これまでの養育支援訪問支援事業としまして、実際に赤ちゃんをお風呂に入れたりとか、お世話をするというのも実際やっていた事業者さんです。

今回ヤングケアラーの支援ということで、ヤングケアラーのいる家庭に対しても、ということで対象が広がったのですが、ヤングケアラーのケアをするというわけではなく、そのご家庭、ヤングケアラーがケアをしなければいけない状況なので、ご家族の中に介護が必要な方がいるということになると思うんですね。

それは高齢のおじいちゃんおばあちゃんとか、お母さんお父さんなのか、色々な家庭があるのでわかりませんが、こちらの子育て世帯訪問支援事業につきましては、まずは困っている家庭に入り、引き続き継続して入る必要がある場合は、障がいのサービスの方の居宅介護につなげていくですとか、介護保険課の方の訪問介護につなげていくですとか、いろんなサービスへつないでいくということも考えておりますし、実際にそのような形でこれまでも運営してきております。

藤野会長

他はいかがでしょうか。

高橋委員

この資料に関しては特に質問などはありませんが、子どもの居場所づくりということに関して、お話をしたいと思います。

この課題4の子どもの居場所づくりを見たときに、放課後の居場所などがきちんと明記されていると思いますが、例えば学校に行けてない、行かないという選択した子どもの居場所というのは、家庭以外にどういうところがあるのか、というのを明記してははっきりした方がいいのかなと。そして、行けなくなった、行かないという選択をした子どもには、家以外にこう

いうところがあるよ、という周知はどうなっているのかなと思いました。

私は、放課後児童クラブの仕事をしていた、今日も実際学校には行けてないけれど、お母さんも仕事に行かなくてはいけなくて、家では置いとけない。どうしたらいいだろうという、メールを朝もらっていて、だったらスタッフ早く行っているから、預けて仕事行きなさい、という返事しているんですね。だから本当に学校に行けていない子どもの居場所、中学生以上ではなく、本当に今日の事例は小学校 1 年生の子でしたが、低学年も相当登校渋りや不登校がいののではないかと考えています。そういう場所があるよというこの周知とかは、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

気境課長

そうですね、今回のこの計画にも、子どもの居場所づくりという記載はありますが、計画の中にすべての子どもに関することを網羅し、全部記載することはなかなか難しい部分がありますし、他の部署でも色々な計画を策定しております。

例えば学校の教育の部分で言うと、江別市学校教育基本計画という計画があります。計画を策定するにあたっては、同じように委員の皆さんからの意見をまとめまして、色々と検討しているところです。

我々としては、当然その部分も重要な要素がありますので、そういった他の部署でやっている内容とも連携協力を図りながら、居場所づくりについても、一緒に横断的に検討していこうと考えておりまして、何もかもこの計画に盛り込むというのもなかなか難しく、そういった部分については、例えば障がい児の支援であれば障害福祉計画、学校との連携の部分であれば、学校の教育基本計画なり、個別の計画と連携しあいながら、市全体で支援できるように具体的に進めていけたらと考えております。

宮崎センター長

すいません、計画そのものとは少しずれてくるかもしれませんが、私今子ども発達支援センターにありまして、相談支援も事業所の中で行っているような事業所になります。

その中で、障がいがあるなしにかかわらず、学校に行けないですとか、不登校、登校渋りについても相談がかなり増えているんですね。

今、どういうふうにサービスの調整ですとか居場所の調整をしているかという、ほとんどのお子さんの親御さんは困っています。ずっと家にいて社会との繋がりがなくなっていく、或いは勉強が遅れていくっていうことに対して、かなりご家族で困り感を抱えています。

そういったお子さんたちを今どこにつなげるかという、放課後等デイサービスにつなぐパターンというのが圧倒的に多いんですね。

ただ、それが本当にそれだけしか放課後等デイサービスしか手段はないのかという、そうではないと思っておりまして、今高橋委員がおっしゃられたように、その草の根的に子どもの居場所を作っているというような団体さんも、いくつか今出てきている中で、そういった機運が高まりつつある状況になっていると思っています。

計画そのものに書かれているわけではありませんが、市内の相談支援事業所自体が、そういった社会資源を把握して、デイがいいお子さんもいれば、デイではなくてもそういうふわっとさんみたいに、子どもの居場所を提供していただいているような、小規模でアットホームな雰囲気を受け入れをしてくださる場所があったりして、そういった社会資源をきちんと把握して、お子さんに適切な場所を、提供していくとか調整していくということが非常に大事なかなと思っています。

ですので、ここに書かれてはおりませんが、市内の相談支援事業所にこういった場所があるよということをきちんと情報提供するとか、情報を子ども発達支援センターが中心とな

って、情報を共有する中で、適切な調整をしていくのがベストかなと思っておりまして、今後そこは力を入れていこうと思って、頑張ろうと思っています。

高橋委員

よろしくお願いします。

金子委員

1 個前の話に戻ってしまいますが、ヤングケアラーの話で、他のところで書かれているものというのは、例えば、(15)のこども誰でも通園制度だったら、対象になるのが生後 6 か月から 3 歳未満の子どもが対象とか、不登校だったら学校に通ってないという、その不登校の定義があるので、それを満たしている子どもというので、これらがどういう人かというのはわかりますけど、ヤングケアラーはどうやって見極めるのかなと思いました。

私も民生委員をやっていて、どういう人が対象になるのかということも、いろいろ聞いてはいますけれども、これは自分からそうだと、いうのを把握しないと出てこないことだと思うんですよね。

自分がヤングケアラーだと気づいていない人、もしくは気づいていても諦めてそのままやるのが普通だと思っている人がいると思いますが、そういう人たちがこれを使っていいんだよというのは、どうやって周知するのかなというところを聞いてみたいなと思って質問させてもらいました。

佐藤参事

ありがとうございます。

ヤングケアラーにつきましては、自分から私がヤングケアラーだということはほぼないかと思っておりまして、やはり周りの方たちが気づいてあげることが大変大切だと思っております。

そこで、いろいろこれまでも研修等通してヤングケアラーというのはこういうお子さんたちだよとか、気をつけてみてくださいね、ということ、学校の先生たちですとか、要対協の構成機関の皆様には研修のご案内をしたり、民生委員さん達にご案内したりということで、まずは周りの大人が、あれちょっと心配だなと気づいていただくというのが最初かなと思っております。

そこで、気づいて子どもさんに声をかけるのが、先生からということもあれば、相談を受けた子育て支援課のほうからということもあります。

誰が一番適切なのかと関係機関で話し合いをした上で、ちょっと心配だなというお子さんにいろいろ聞き取りを行って、ただ、あなたはヤングケアラーですと認定するとかではなく、やはりお子さんなのに過度な、介護や家事などをさせられているという状況でしたら、この家庭には何か支援が必要だなということを、関係機関とも共有して、入るというようなイメージになるかと思います。ですので、ヤングケアラーに、あなたは該当ですということではなくて、やはりお子さんが、過度な家事や介護などをやらされているご家庭については、こちらの支援サービスが使えると考えております。

金子委員

ありがとうございます。

そうだと思いますが、やはりそれをわかる方法として、確かに周りの目というところにはなと思います。本当にいろいろ研修とか、講演とかで見えていた中でいいなと思ったのが、子どもが買い物に出かけていること、というのは気づけるチャンスなのかなと。ということ

かという、子どもが大人の介護用品を買いに来るとするのは、通常はありえないと思うんですね。そういうことを日常的に行っていると、そこで買い物をしている、例えばレジで気づけたりすることもあるのではないのかなと。そういうところというのは多分、これまでの周知の対象にはなっていないと思うんですね。なので、そういう人たちに対しても、例えばですけど、コンビニで、電子マネーを振り込みたいんですとかというようなやつは、多分詐欺だよ、みたいなことは結構もう一般的に皆さんやっているところあるのかなと思いますが、同じように、子どもに対しても、こういうものを買いにきているのはちょっとおかしいのではないかというような、そういう気づきというのができるのではないのかなと。なので、その対象にするという人も、もうちょっと何かいろいろ考えてみたらどうかと思っての提案でした。

佐藤参事

ありがとうございます。

こちら、やはり気づいていただく大人を増やすということで、年に 1 回ではありますが、広報えべつを通してヤングケアラーに関係する特集をしたり、市内色々なところにヤングケアラーのポスターやチラシを配架させていただいたり、いろいろやっておりますが、これからも、やはり色々な方に気づいていただく、目を増やすというところでは、引き続き周知などもさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

金子委員

前にもお話がありましたが、これをやって知ってもらえるのかというところで、SNSとかでも周知したらいいのではないかなというような話があったかと思いますが、それと同じことだと思っていて、色々なところに置いたから見てくれるというものではないと思うので、こういうところに、さっきのお店の話もそうですけども、どういう人に見てもらえるかというところというのは多分わかると思うので、積極的にこう見てもらおうというよりは、もう聞きに来ている位の感じの方がいいのかなと。その辺はもう少し積極的にやってもらえたら良いのではないかなというふうに思いました。

ありがとうございます。

藤野会長

いかがでしょうか、よろしいですか。

松本委員

(17)の親子関係形成支援事業というものがあるんですけども。

我々認定こども園等でも、親御さんの支援というのは行っていますが、以前、うちでも育児困難な方を市役所のほうと一緒に対応して、親子教室みたいなものを受けたことがありましたけども、何かシミュレーションみたいにして、こういうふうにすると子どもと関われますよというだけやったのですが、多分そういう形で行うものですか。

それと、支援員と家庭の方に、直接訪問してってことですか。

佐藤参事

すいません、こちらの確保方策の考え方の説明のほうの文章が間違っておりまして、修正をさせていただきたいと思っておりました。こちらはグループで、保護者の方に集まっていたの講義もありますが、実際にお子さんの関わり方ですとか、自分の接し方、具体的になりますが、どういう接し方のときにお子さんがいい反応をして、どういう接し方をしたときにお

子さんがあまり言うことを聞いてくれないかと、行動分析をしていったりする中で、じゃあ望ましい行動をとってもらうためには、こういうふうに声をかけたらいいね、というのをみんなで学んでいくようなイメージです。

以前の、親子教室というのがどういうものだったかわからないのですが、5回コースのプログラムを考えており、1回ではなかなか行動までは変わらないと思うので、何回かを振り返っていただくようなものと考えております。

松本委員

わかりました。

前にやったとき、機中八策ってありますよね。あれを親御さんとやったのですが、その時市役所の方も、やったことがないとなったので、園長も一緒にやってと言われて、一緒にその親御さんとしました。

なかなかその親子支援って、みんなで集まってやるのは、なかなか難しくて多分単体でやった方が、もしかしたら上手くいくので、グループでやると講義みたいな形だったり確かに勉強みたいな形はいいのですが、実際には個別で一緒に機中八策みたいに使ってやったほうが、もしかしたらいいのかなと思いました。

佐藤参事

はい。ありがとうございます。

もともとこちら対象になる方というのは、いろいろ支援をしている方で、個別に支援をする中で、個別支援と、集団といっても少人数のグループ支援を組み合わせながらというイメージになったと思います。

こちらの修正箇所につきまして、57ページの確保方策の考え方なのですが、訪問支援員が子育てに関する情報の提供、相談、助言その他必要な支援を行うという一文が間違っておりまして、これは養育支援訪問の一文がここに来てしまっておりまして。申し訳ありません。

後程きちんと書いたものをお渡しできると思うのですが、実際にどういう内容かということをお伝えさせていただきたいと思います。こちらは「相談支援等を通して利用が必要と認められる保護者に対し、ペアレントプログラム等の講座受講を通じて適切な親子関係の構築や、児童の発達理解等を図る授業です。」ということになります。

またグループといいましても、集団に講義をするわけではなくて、10名以内の保護者さんに5回程度の連続した講座を受講していただくことを想定しております。

このような内容に差し替えていただきたいと思います。

申し訳ありませんでした。

議題 2 子ども・子育て支援事業計画案に対する意見募集(パブリックコメント)について

藤野会長

はい、いかがでしょうか。よろしいですか。大丈夫でしょうか。

では概ね質問も出尽くしたようですので、議題 2 子ども・子育て支援事業計画案に対する意見募集(パブリックコメント)について、事務局からお願いいたします。

気境課長

はい、それでは、議題 2 の説明させていただきます。

今ほどの協議事項 1、素案につきまして、いろいろご意見いただきましてありがとうございました。今の(17)親子関係形成支援事業の修正箇所も含めまして、議事録を作成し確認し

ていただく際に、この修正した部分についても一緒に送らせていただきたいと考えてございます。

今後、素案に関しましては、内容を事務局で再確認しまして、誤字脱字ですとか、今の説明のように間違った部分について修正し、パブリックコメントにかけたいと思っております。修正した内容については、パブコメ実施までの期間が限られていることから、差し支えなければ、修正後の内容については、会長と副会長にご確認いただき、パブコメ案として固めさせていただきたいと考えておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後の手続きについてですけれども、12月9日から1月9日にかけて市民意見公募(パブリックコメント)を実施して、計画案について市民の皆様からご意見を集約したいと考えております。

意見集約をした後の1月中に次回子ども・子育て会議の開催を予定しております。

集約した意見を踏まえて、修正等の検討した内容で、こちらの会議でご報告させていただき、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

説明は以上です。

藤野会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの 子ども・子育て支援事業計画案に対する意見募集(パブリックコメント)について、委員の方から、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

3 その他

では、次第3 その他に入ります。その他 について皆さんから何かございますか。ありませんか。では、事務局から何かありますでしょうか。

金子部長

私から1つだけ。皆さんにたくさん時間をかけて検討していただいた子どもが主役のまち宣言ですけれども、明日、市長の定例記者会見があります。年に数回あるんですけど、明日がその日なので、そこで市長がおそらく発表するという予定でおります。予定なので、どうなるかわかりませんが、我々としてはそういう準備をしてきたので、明日おそらく発表になると思っています。もしかしたら、道新とかを購読している方は、近々その記事を見ることになるかな、と思っております。

以上、ご報告です。

気境課長

はい。次回の会議ですが、現在、1月27日月曜日、午後2時から保健センターでの開催を予定しております。

資料準備とパブコメの結果集約をして、計画にどのように反映するかとかという準備がありますので、もしかしたら資料準備等を踏まえたと、日程場所が変更になるかもしれませんが、今の段階では1月27日月曜日午後2時からということで予定しております。こちらにつきましては、後日また改めまして、ご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 閉会

藤野会長

委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは本会議で予定している事項についてはすべて終了いたしました。

以上で令和 6 年度第 7 回江別市子ども・子育て会議を終了いたします。

お疲れ様でございました。ありがとうございました。